海部南部水道企業団事後審查方式制限付一般競争入札実施要領

(要領第二号

(趣旨)

第一条 札にお 施工 の手続 海 部 一状況 南 部 \mathcal{O} 11 及び 水道 負 て、 \mathcal{O} 要領 担軽減を図るため、 入札 企 配置予定技術者 業団 は、 参 制限付 加 海部南部水道企業団 者の技術的能力の審査に係る事務の効率 般競争入札実施要領等に定めるものの \mathcal{O} 入札後落札決定までに、 経験等の が実施する建設工 入札参加資格を審査する方式につ 落札候補者の工 \mathcal{O} 化及び入札 制 限 ほ 付 か、 事 般 \mathcal{O} 必要な 競争入 1 経験、 加者 て、

(対象工事)

事項を定めるも

 \mathcal{O}

とする。

第二条 この要領により実施する対象工事は、制限付一般競争入札により実施する建

1

2

設 工

事の

うち

から

企業長が決定する

(入札参加資格の確認)

第三条 般競争入札参加資格確認 入札 に 加 しようとする者は、 申請書 入札 (様式第 公告に示す受付 一号。 以下 期限 「確認申請書」 までに、 事 という。) 後審査方

を提出するものとする。

2 方式 を送付するものとする。 審査委員会 企業長は、 般 競争入札参加資 (以 下 受付期間経過後速やかに、 「審査委員会」 この 格 確認通 場合においては、 という。) 知 書 確認申請書 (様式第二号。 \mathcal{O} 審 海部南部水道企業団 査は要しな \mathcal{O} 記載事 以 下 確 項を確認 認 通 知書」という。) 入札参. し、 事 後審査 加資格

3 前項の確認通知書には、この段階での審査は予備的なものであり、本審査は開札

後、落札候補者に対して実施する旨を付記するものとする。

(入札)

第四条 入札参加者は、電子入札によらない入札の場合は、入札会場において確認

通知書を提示し、入札執行者の確認を受けるものとする。

(開札)

第五条 み上げ、 をした上で落札者を決定する旨 入札 執行者 札決定を保留 は、 開 札 し、 後、 最低価格 入札参加 0 宣言 に 者 <u>-</u>全員 よる入札者から順に入札参加資格の審 開札を終了するものとする。 \mathcal{O} 入札 書記載金額及び入札者名を読 査

2 記載金 を入札書に 最低制 額及び入札者名を読み 限価格を設定した工事の入札の 記載し た者のうち、 Ĺ 最低価 げ、 落 格 札 場合は、開札後、 による入札者から順に入札参加資格 決定を保留し、 最低制限 入札参加者全員の入札書 価格以上 の価 \mathcal{O} 審 格

者決定通知書を電子入札システム等により送信するものとする。3 電子入札による場合は、前二項の宣言に代え、入札参加者全員に対して落札候補

査をした上で落札者を決定する旨の宣

をし、

開札を終了するものとする。

(開札後の審査)

第六条 要な書 土曜日 る休日 するものとする。 入札執行者は、 及び 類 以 (様式第三号) 国民 下 休 \mathcal{O} 日 祝 落札候補者に対し、開札日の翌日から起算して二日(日曜 日 と に を持参により提 いう。) 関する法律 を除り (昭 出させ、 和二十三年法律第百七十八号)に規定す 以内に、 企業長は、 入札参加資格の事後審査に 速やかにこれを審査 月 必

開札日以降、落札決定までの間に入札参加資格を満たさなくなった者は、落札候

2

補者となることができない。

3 落札候補者が第一項の期限までに書類を提出しない場合は、当該落札候補者は、

入札参加資格を満たさないものとみなす。

4 企業長は、前項に該当する場合又は審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満

たさないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の落札候補者

に対して第一項の手続を行うものとする。この場合においては、開札日を上位

 \mathcal{O}

落札候補者の審査が終了した日と読み替えるものとする。

(審査委員会の承認)

第七条 企業長は、落札候補者の審査結果を速やかに審査委員会へ事後審査方式一般

競争入札参加資格審査調書(様式第四号)により報告し、承認を得ることにより、 3

4

落札者を決定する。

(落札決定等の通知)

第八条 企業長は、前条の規定による落札者の決定後速やかに、入札参加者全員に対

して、落札者決定通知書(様式第五号)により通知するとともに、審査の結果、

落札者とならなかった者に対して、入札参加資格不適格通知書(様式第六号)に

より通知するものとする。ただし、電子入札による場合の通知は、電子入札シス

テム等により送信するものとする。

2 前項の入札参加資格不適格通知書を受理した者は、当該通知に不服がある場合は、

当該通 知が 到 達 した 日の 翌日から 起算して五 日 日 曜 月 土曜 日 及 び 休 日 を除

く。)以内に、書面(様式第七号)を持参し、企業長に対して当該入札参加資格

要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

3 企業長は、前項の規定により説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日

から起算して五日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に、書面(様式第八

号)により回答するものとする。

4 第二項に規定する申立ては、開札以降の事務の執行を妨げないものとする。

附 則

この要領は、平成二十六年四月一日から施行する。